

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省30-⑬)

別紙1

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)							担当部局名 環境保健部 環境保健企画管理課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	保健業務室長 倉持 憲路				
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。							政策体系上の位置付け 7. 環境保健対策の推進						
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付、健康被害予防事業、公害保健福祉事業を行い、さらに環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。				目標設定の考え方・根拠 公害健康被害の補償等に関する法律	政策評価実施予定期 平成31年6月								
測定指標	目標 基準年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠												
1 公健法に基づく補償等の進捗	-	-	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。											
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
2 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)	-	-	80% 基準年度	80% 目標年度	25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 31年度	80% 80% 80% 80% 80% 80% 80%	89.3% 88.9% 88.0% 91.2% 90.9% - -	(独)環境再生保全機構が公害健康被害の補償等に関する法律第68条に基づき実施する公害健康被害予防事業については、同機構の第三期中期目標及び第三期中期計画に基づき各種事業が実施されているところ。当該計画においては、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上のものから満足が得られるようにすることが目標として設定されており、これを達成することにより参加者のニーズに合った効果的な事業の実施に努める。						
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
3 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合	-	-	80% 基準年度	80% 目標年度	25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 31年度	80% 80% 80% 80% 80% 80% 80%	87.4% 86.8% 82.9% 81.2% 82.7% - -	公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき実施する。当該事業に参加した者の延べ人数の割合が被認定者数の80%を超えるような事業を実施することにより、被認定者の参加を促進し、健康の回復・保持・増進に努める。						

(5) 公害保健福祉事業助成費 (昭和49年度)	42 (38)	44 (37)	43 (36)	41	1	<達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行う。 <達成手段の目標> 被害者の適切な保護及び健康の確保 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 独立行政法人環境再生保全機構が納付金を納付する事業を交付の対象とし、補助を行う。	261
環境保健施策基礎調査 (環境保健サーベイランス) (6) 調査費(健康影響等調査) (平成8年度)	176 (159)	192 (177)	187 (170)	178	2	<達成手段の概要> 地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について調査するもの。中公審答申及び公健法改正時の附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められている。 <達成手段の目標> 60,000人以上の調査対象人数と75%以上の同意率を得ることで信頼性を確保した調査を滞りなく実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 確立された調査方法に基づいて当該調査を確実に実施し、地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について観察し、必要に応じて所用の措置を早期に講ずることにより、被害の未然防止に資する。	259
イタイイタイ病及び慢性力 ドミウム中毒に関する総合 的研究 (平成13年度)	34 (31)	34 (34)	34 (34)	34	1	<達成手段の概要> イタイイタイ病の病態解明や慢性力ドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標> イタイイタイ病や慢性力ドミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> カドミウムによる健康影響を当該研究により解明し、イタイイタイ病や慢性力ドミウム中毒の特徴を把握することにより、被害の未然防止や健康確保に資する。	302
イタイイタイ病及び慢性砒 素中毒発生地域住民健康 影響実態調査 (昭和47年度)	44 (31)	42 (37)	39 (31)	39	1	<達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康調査を通じたカドミウムや砒素の健康影響の把握等を実施する。 <達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の把握、軽減。イタイイタイ病に関する情報収集・発信。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査することにより汚染地域住民の健康状態の適切な管理等を実施する。	303
自動車重量税財源公害健 康被害補償に係る納付金 財源交付 (昭和49年度)	8,052 (8,047)	7,815 (7,809)	7,616 (7,610)	7,361	1	<達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。 <達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公害健康被害の被認定者に関する補償給付等の費用に充てるための納付金のうち、大気の汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する額を交付することで、公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。	264
施策の予算額・執行額	9,639 (9,595)	9,442 (9,406)	9,233 (9,193)	8,921	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		